

令和4年度版

牛根児童クラブのしおり



住 所：垂水市二川 519-1
電話番号：080-6758-7345

児童クラブについて

1 児童クラブとは

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づく、「放課後児童健全育成事業」であり、保護者が就労などにより昼間から放課後に家庭にいない児童をお預かりし、県の認定資格を取得した支援員及び補助支援員が児童に健全な遊びと適切な生活習慣の育成を図ることを目的にしています。

2 児童クラブでは

児童の健康管理や安全確保、遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことなど、常時2人体制で児童を支援しています。児童クラブ内では、宿題をしたり、友達と遊んだりしながら、保護者の迎えを待ちます。土曜日、長期休業には、遠足や各種イベントへの参加、季節ごとの行事を取り入れた活動なども計画します。

3 運営形態

児童クラブは垂水市が定めた「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、公益社団法人垂水市シルバー人材センターが垂水市から委託を受けて実施しています。児童クラブの運営財源は、垂水市からの委託料と保護者からの利用料によりまかなわれています。

牛根児童クラブの理念

思いやりのある子 楽しく遊び 笑顔あふれる牛根児童クラブ

育成支援の方針

「こどもの権利条約」や「児童憲章」の精神を基に、放課後や土曜日、学校長期休業期間中に保護者が就労等で家庭にいない子どもに、安全で適切な生活と遊びの場を提供し、子どもの生活状況や発達段階を踏まえながら育成支援を行うとともに、保護者が安心して就労等に従事できる環境を整えることを目指しています。

児童クラブは異なる年齢の交流の中で、自由な遊びや様々な体験を通し、年齢間を超えた思いやりを持つことを醸成し、子どもたちの自主性、社会性、創造性の育成を支援してまいります。

牛根児童クラブは子どもが楽しく豊かに育つために、子どもの権利を守り、安心安全な生活の場、楽しい遊びの場、主体的な学びの場を提供し家庭、地域に寄り添える育児支援サービスの実現を目指し、そのために育成支援の方針を以下のように定め、支援を心掛けています。

1. 最善の利益のための支援

「こどもの権利条約」の理念に基づき、子どもの最善の利益を想像して、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えて育成支援することに努めます。子どもにとっての安全・安心・幸福などを追求していく権利を保障し、子どもたちの成長を保護者とともに喜びながら、保護者の子育てを全力で支えたいと考えています。

2. 自由な空間と安全安心

子どもたちが放課後にゆったりと過ごし、のびのびと遊ぶことができる「時間」・「空間」・「仲間」を大切に、子どもたちの生きる力とその基盤となる力を育てていきます。「自由時間」を子どもたち自身が想像することによって、道徳心や自分を自制する力、ルールを考える力など、様々な力を獲得していきます。遊びの中で子どもたち同士の関係を築き、社会性や協調性が豊かに育まれるよう支援します。また、手洗いうがいなどを習慣化し、自分の健康や安全は自分で守れるよう、自己管理と危機管理に対する意識を高めていくようにします。

3. 地域の中の児童クラブ

牛根地区は垂水市内でも少子高齢化が顕著に表れている地域で、子どもたちの声が少なくなっているのが現状です。そのような中で、児童クラブが地域に貢献できることを模索し、地域に元気を届けられるような存在でありたいと思っています。地域の方々に大きなあいさつができるようになることを目標にして、地域と子どもたちに笑顔を溢れさせたいです。

対象児童

主に小学校に就学している児童で、放課後や夏休みなどの長期休み期間に、保護者や親族が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護受けられないことが常態であることを認められる児童。

- ① 保護者が、就労のため家庭にいないこと
- ② 保護者が、疾病又は負傷の状態や出産などに係る期間など
- ③ 保護者が、学校などで就学している
- ④ その他児童を保護できない特別の事由があること

◆入所形態

- ◎通年利用 :年を通じて、児童クラブを利用すること
- ◎長期休み利用:夏休み、冬休み、春休みの期間中のみ児童クラブを利用すること

◆入所優先順位

入所申込書を確認し、以下の優先事項により優先度を判定し入所承諾を決定します。

- (1) 1～3年生の通年利用で、ひとり親世帯等の特別な事情がある家庭
- (2) 1～3年生の通年利用
- (3) 4～6年生であって、1～3年生で入所を希望している兄弟姉妹のいる児童 (4年生から優先)
- (4) 上記以外の児童及び長期休み利用の児童(4年生から優先)

※ 平均利用日数が多いほど優先順位は高いですが、実利用日数と差が大きい場合は次年度の利用の際に優先順位が下がりますので、申請書は正しく記入ください。

また、入所申込書に虚偽があった場合は、年度途中でも利用の辞退をしていただきます。本当に児童クラブを必要としている児童・保護者のためにも虚偽申請はおやめください。

重ねて、何も相談もなく保護者負担金(利用料)が2か月以上未納の方も利用の辞退をしていただきます。児童クラブは公的負担だけでなく保護者負担によっても成り立っていますのでご理解とご協力をお願いします。

入所定員

垂水市放課後児童健全育成事業実施要綱において、児童1人当たりの面積(おおむね1.65㎡以上)やクラスの児童数(おおむね40名以下)の基準、施設の構造や設備等、安全的に運営をする関係から、牛根児童クラブの定員は**30名**となっています。定員を超過していない場合のみ、長期休みの利用申し込みを受け付けます。長期休みのみの利用申し込みについても、次ページの受付期間中の申し込みが原則になります。

入所申込から利用開始まで

◆申込期間

年度当初からの入所を希望する方は、ホームページまたは児童クラブに備え付けてある、児童クラブ入所申請書を必ず受付期間内に申し込んでください。夏休みなどの長期休み期間のみの利用についても同様になります。

定員に達しない限り、受付期間を過ぎても、入所受付は随時行っておりますので詳しくはご相談ください。

学年	受付期間	利用開始日
新1年生	小学校の入学説明会があった日から3月1日まで	4月1日より
新2～6年生	2月1日～3月1日まで	

※上記の以外の期間に入所の申し込みを行いたい場合は、その入所の事由（保護者の急な転入や病気等）を加味し、定員の範囲内で受付を行う場合もありますので、ご理解ください。

◆利用承諾通知

入所申請書を前述の優先順に従い審査・調整後3月中旬に「児童クラブ利用承諾書」を送付します。また、申請書等の連絡先や住所に変更があったら確実に連絡してください。

開所している日と時間

開所日	開所時間	延長利用
月曜日～金曜日、土曜授業の日	放課後 下校時刻 ～ 18:00	18:00～19:00
土曜日、学校行事に関する振替休日 長期休業期間（夏・冬・春休み）	8:00 ～ 18:00	

※休日について

日曜日、祝祭日、お盆（8月13日～15日）年末年始（12月29日～1月3日）、学校・学級閉鎖等の学校休校時、その他災害等は休所します。



休むとき・やめるとき

家庭状況の変化により、1ヶ月単位で児童クラブを休所する場合は、事前にご相談ください。2カ月以上休所される場合には、退所扱いになります。

また、やめる際には所定の退所届を提出してください。欠席することが事前に分かっている場合は、電話での連絡や児童クラブの窓口で支援員にお申し出ください。

児童の口頭による連絡では正確に確認できないことがありますので、その場合は安全確認のため保護者の方へ確認の電話を緊急連絡先までご連絡いたしますのでご了承ください。

欠席する場合は、必ずクラブかシルバー事務所に連絡してください。

児童クラブ直通（4月より設定します）

シルバー事務所 32-9781（平日 8:30~17:15 まで）

持たせるものについて

すべてのものには名前を記入してください。

○ 歯ブラシセット【土曜日・長期休業期間のみ】

（歯ブラシ・歯磨き粉・歯磨き専用のコップを巾着袋に入れてご用意ください。）

○ 着替え（下着も含めて常時1~2枚そろえ、汚れた時に着替えられるようにして下さい。
布袋等に入れ用意してください。学校で使用する体操服でも構いません。）

○ 土曜日、長期休業期間（夏休み等）で学校給食の無い日は、お弁当を用意してください。

**※ゲーム、おもちゃ、危険物、お金、食べ物の私物の持ち込みは禁止しています
ので、家庭での指導をよろしくお願い申し上げます。**

バスの利用について

放課後、児童は所定の場所（境小学校内、松ヶ崎小学校内）に集合しバスにて児童クラブへの移動を行います。バスは無料ですが、児童クラブをお休みの連絡等を確実にお伝えしていただければ、巡回時間に遅れてしまい待っている児童へ迷惑をかけてしまいます。児童クラブを休まれる際には確実に連絡をお願いいたします。

また、児童クラブから自宅までの送迎は行っていませんので、お迎えは児童クラブまで保護者の方でよろしく願いいたします。

バスの運行は学校終了後の放課後（土曜授業を含む）のみとなっております。学校長期休業期間（夏・冬・春休み）は運行していませんので、ご利用の際はご注意ください。

利用料金(月謝)について

通年利用

月曜日～土曜日	月額	5,000 円
夏休み	7月	6,000 円
	8月	8,000 円

長期休業のみ利用

学校長期 休業期間	夏休み期間	月額	11,000 円
	冬休み期間	月額	5,000 円
	春休み期間	月額	5,000 円

一時利用

土曜日 学校振替休日	1日利用	日額	800 円
---------------	------	----	-------

延長利用

月単位の場合	1ヶ月1人につき	1,000 円	18:00～19:00
1回単位の場合	1回1人につき	100 円	18:00～19:00

入所申込料(スポーツ保険代込み)

入所申込時(年度切替)	1人につき	1,000 円
-------------	-------	---------

【重要】

- ▶ 通年利用のみ7月・8月の日割り計算があります。(7月 3,000円・8月 4,000円+300円×日数)
- ▶ 通年利用から長期休業期間、一時利用に変更するには、「利用変更願い」を提出してください
- ▶ 一時利用から通年利用に変更するには、「入所申請書」を提出してください。承諾書の交付を受けてから利用ができます。
- ▶ 通年利用でひと月全日休む場合も、「利用変更願い」を提出してください。
- ▶ 利用に関する手続きは、必ず該当月の前月の20日までに提出してください。
- ▶ 20日を過ぎて提出された場合、特別な事情がない限り、通常の利用料金がかかります。
- ▶ 一時利用以外では、実際の利用の有無や利用日数に関わらず負担金が発生しますのでご理解の上でご利用ください。
- ▶ 18時までにお迎えがなければ、おやつを提供してから延長利用になりますのでご理解ください。

◎ 減免措置

以下に該当する場合は利用料金が半額となります。

- ・ ひとり親世帯の児童
- ・ 同世帯で二人目以上の利用がある世帯の二人目からの児童

◆支払いについて

シルバー事務所に直接現金で入金していただくか、K-NET(予貯金口座振替)による引落もできますので、ご相談ください。児童クラブでの支払いはできません。

◆スポーツ安全保険(1年間保証掛捨)

保障概要:事故、熱中症、食中毒などの傷害保険や他人をケガさせたり物を壊した際の賠償責任保険。

突然死(急性心不全・脳内出血など)に際する葬祭費用の補償。

傷害保険金額:死亡 2,000 万円 後遺障害:3,000 万円

入院日額:4,000 円 通院日額:1,500 円(治療日数 1 日目から補償)

※詳細についてはスポーツ安全保険のしおりを参照してください。

災害時の対応

台風時・大雨(大雨特別警報)等の自然災害の児童クラブの対応は以下の通りです。

- ◇ 災害等で小学校が一日休校及び途中休校の時は、児童クラブも休所します。
- ◇ 警戒レベル3(避難準備高齢者等避難開始、大雨洪水警報等)が発令されたら、保護者に迎えを要請して閉所します。
- ◇ 台風接近時には事務局の判断で閉所します。
- ※ 事務局が閉所を判断する場合には、閉所前日の夕方までに判断を行います。もしも判断誤りで開所できる状態だとしても、予防的措置であり児童の安全を第一に考慮した結果ですのでご了承ください。
- ◇ 大規模な地震が発生した場合は、一時的ないし長時間にわたり通信機器が使えないので、保護者に連絡が出来ない場合がありますが、地区の避難所に避難をします。下記の避難所へ児童を迎えに行くようにしてください。

牛根地区避難所一覧(一般災害・地震災害)

避難所:牛根地区公民館 [収容人数 97 人] (0994-36-3494)

予備避難所:牛根小学校体育館 [同 200 人] (0994-36-3494)



一日の流れ

児童クラブは、働く親をもつ小学生が安全でいきいきとした放課後を過ごす所です。

一年生から六年生まで「ただいま」と子どもたちは学校から元気に帰ってきます。「おかえり」と先に帰ってきている子どもと支援員で迎えます。

児童クラブは遊びを中心とした生活の場です。外遊び、散歩・手作りおもちゃ・おやつ・本読み・宿題など多彩です。「遊びはメニューではなく、子どもがやりたいことが遊び」を基本に、子どもたちが「明日も来たい」と思える場づくりを目指しています。

【平日の流れの例】

時間	児童の活動	目的	支援員の活動
下校～15:30	手洗い・うがい 宿題、自主学習	学習意欲を高め、自分で考える力を育てる	出欠確認 学校での様子の確認
15:00～15:30	おやつ	栄養補給、食べ物の大切さや行儀を養う	健康状態の確認 生活指導
15:30～17:00	自由遊び	集団の遊びの中で自主性、協調性を養う	児童の活動状況の把握 活動の援助
17:00～18:00	かたづけ 反省カードの記入 帰宅準備	整理整頓、物を大切にし、かたづけるという基本的な生活習慣を身につける	見送り準備 保護者との情報交換

児童クラブを利用するにあたってのお願い

(1) 児童クラブの目的について

児童クラブは、①児童を健やかに育てること、そのために、②保護者が仕事などにより昼間不在で児童の面倒を見ることができない家庭を支援することを目的としています。

(2) 児童クラブでの「決まり」や「約束」について

生活の習慣づけや集団で生活するために、児童クラブで過ごすうえでのさまざまな決まりや約束があります。

決まりや約束を守ることの大切さについて、家庭でも話をしてください。

(3) 宿題について

宿題は来所後、おやつを食べた後に自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をしています。学習指導は行いませんので、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。

下校時間が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をできないことがあります。お迎えのときにできない課題(学校の宿題やご家庭で用意されている教材)を確認し、完了までおつきあひすることはできませんので、ご家庭での確認をお願いします。

(4) 事前連絡について

特に連絡もないまま児童クラブに帰ってこない、途中で黙って帰宅してしまうなどがあると、支援員は心配して捜し回ります。児童の体調不良などで児童クラブをお休みするときは、必ず事前に連絡をしてください。また、利用する日は児童クラブに帰ること、勝手に敷地外に出ないことをご家庭でもご指導をお願いします。また、送迎バスについての注意点にも留意してください。

また、保護者の勤務場所・時間の変更、月単位のお休み等、家庭事情の変化による各種届出は、速やかにご連絡ください。特に緊急連絡先が変更になったり住所が変わられたら確実に連絡してください。

(5) お迎えについて

開所時間中に児童クラブを退所できるように、大人の方がお迎えに来てください。児童だけで帰る、小・中学生の兄弟やお迎え等、子どもだけでの帰宅はできません。同様に、学校長期休業中等のお送しも開所時間中に大人の方が行ってください。保護者や親族等でお迎えやお送りができない場合は、必ず児童クラブに連絡してください。連絡がない場合には安全防犯上、児童の引き渡しが出来ない場合があります。

なお、送迎の多くは車によるものです。児童クラブでは牛根小学校の駐車場をお借りしていますので、そこに駐車されてから送迎を行ってください。

(6) 特別支援についての対応等

児童クラブはご家庭の代わりにお子さんが生活する場所であり、主な活動は集団での遊びを通じたものです。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応、投薬等の専門的な支援について十分な体制はご用意できませんので、ご理解ください。

(7) 児童同士・保護者同士のトラブルについて

集団での生活にトラブルはつきものです。支援員がその場で発見したり、児童たちから聞いたりしたもののについては、その場で解決するよう対応しますが、時にはご家庭で様子を見ていただいたり、保護者同士で話し合いをしていただくなど、保護者の方の御協力をいただくことがあります。

また、支援員の目の届かないところで発生したり、児童から言い出せなかったりすることもあります。ご家庭で様子がおかしいと感じたり、聞いたりしたときには、支援員に情報を提供していただくと助かります。

なお、児童クラブ外で発生した児童同士・保護者同士のトラブルについては、対応しかねますので、ご了承ください。

年間行事予定

	活動内容	参加者	活動場所
4月	お花見	児童・支援員	未定
5月	じゃがいも収穫	児童・支援員	牛根農場
6月	防災訓練	児童・支援員	児童クラブ
7月	救急救命講習	支援員	未定
	七夕飾り	児童・支援員	児童クラブ
8月	海岸清掃	児童・支援員	二川海岸
	プール遊び	児童・支援員	未定
9月	野外活動	児童・支援員	未定
10月	さつまいも掘り	児童・支援員	牛根農場
11月	史跡巡り(牛根地区)	児童・支援員	未定
12月	もちつき	児童・支援員	シルバー
	クリスマス会	児童・支援員	児童クラブ
1月	鏡開き	児童・支援員	児童クラブ
2月	節分	児童・支援員	児童クラブ
3月	進級祝い	児童・支援員	児童クラブ

牛根児童クラブ運営責任者

公益社団法人垂水市シルバー人材センター

垂水市南松原町 42 番地

0994-32-9781